

I 事業活動の概況に関する事項

1. 事業年度末日における主要な事業内容・事業の経過及びその成果

令和3年度の日本経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にありましたが、令和3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和されており、持ち直しの動きがみられました。

こうした中、令和3年度の当組合管轄の貨物取扱実績は5,333,994トンで、前年度の5,129,470トンと比較すると104.0%の増加となりました。

主な内訳として、木材全体では57,248トンで前年度比370.8%になり、鋼材は、鋼材全体では86,929トンで前年度比157.9%となりました。

又、その他のプラント貨物等では、前年度比117.4%で増加となりました。

市原地区でも、スクラップ・鋳滓等の取扱いが前年度比169.4%と増加し、北袖ヶ浦地区では無煙炭、スクラップの取扱いが前年度比74.9%と減少しました。

野積場の完成自動車は、輸出入・国内車併せて239,280台取扱い、台数比較で前年度比96.7%でした。

出洲・中央の上屋・テント倉庫では、158,909トンを取扱い、前年度比145.4%となりました。

コンテナ貨物は、合計で58,974TEUを取扱い、TEU比較で前年度比88.5%となりました。

続いて、令和3年度における主な事業は、次のとおりです。

(1) 港湾施設の管理運営等

① 港湾施設の使用許可申請等

公共港湾施設の円滑な利用の調整に努めるとともに、港湾施設の使用許可申請及び使用料金の収受、支払業務を行いました。

② 市原地区及び北袖ヶ浦地区の港湾施設

千葉県より市原地区及び北袖ヶ浦地区の港湾施設用地の管理を受託し、組合員の協力を得て、適正な管理運営を行いました。

③ 出洲地区臨時シャーシ置場の管理

千葉県より出洲地区臨時シャーシ置場の管理業務を受託し、シャーシ運行事業者と臨時シャーシ置場賃貸借業務代行契約を締結して、出洲・中央地区におけるトレーラーの違法駐車解消と埠頭内の安全確保に協力しました。

④ 中央地区臨時駐車場の管理

千葉県より中央9号の2野積場の一部を臨時駐車場として使用承認を受け、組合員と賃貸借業務代行契約を締結して港湾区域内の駐車場の確保に努めました。

⑤ 出洲地区シャーシ置場の整備

令和4年4月の供用開始に向け、出洲地区シャーシ置場の整備を実施しました。

(2) 共同利用事業の実施

① テント倉庫

テント倉庫10棟を共同利用することにより、港湾内貨物の効率的な管理、保全を図りました。

② フォークリフト

フォークリフト7台を共同利用することにより、港湾内貨物運送の効率化を図りました。

(3) 保税蔵置場の管理運営

千葉県より保税蔵置場の管理業務を受託し、組合員の協力を得て保税業務及び適正な管理運営を遂行しました。

(4) 千葉中央埠頭コンテナターミナルの管理

千葉中央埠頭コンテナターミナル運営協議会よりコンテナターミナルの管理業務を受託し、施設の適正管理及び有効利用に努めました。

(5) 港湾管理者への要望

① 千葉港（中央・出洲埠頭）の港湾施設の整備等について要望し、下記事項が実施されました。

(ア) 出洲16号・17号野積場後背地の行政財産用地化の実施。

(イ) 中央埠頭内臨港道路白線引き工事の実施。

(ウ) 中央2号上屋陸側側溝改修工事の実施。

(エ) CYリーファーコンセント改修工事の実施。

② 組合の実施事項としては

(オ) テント倉庫10棟の消防設備機器点検の実施。

(カ) 中央9号の2野積場臨時駐車場の除草作業2回の実施。

(キ) 行政財産用地（新シャーシ置場）の樹木伐採及び測量・区画線引き工事の実施。

(6) 港湾施設等の環境整備

港湾施設及び中央・出洲岸壁の環境整備のために、組合員の協力を得て、清掃作業を実施しました。

(7) 災害及び防災対策

台風対策として台風情報の迅速な連絡体制を整備し、特に上屋貨物の保全のために、ブルーシート及び土嚢を常備し、豪雨等による対策を講じました。

(8) 組合報の発行等

組合の活動を広く周知するため協同組合報を年2回発行するとともに、ホームページを活用し、より早く・正確な情報の提供を行いました。また、業界紙等に広告を掲載し宣伝に努めました。